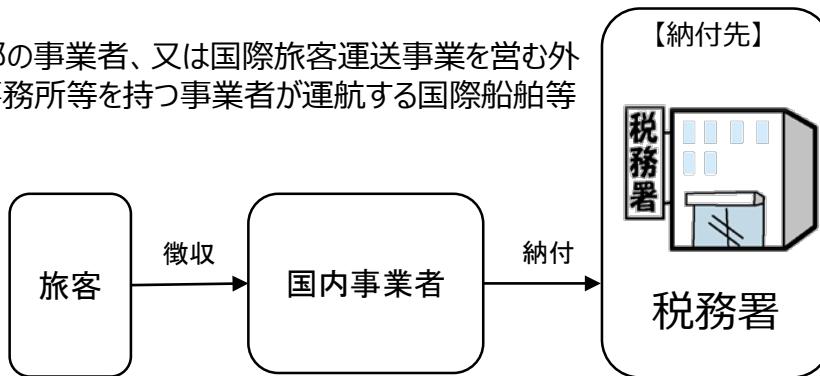


【参考資料】国際観光旅客税について

【ケース1】

国際旅客運送事業を営む本邦の事業者、又は国際旅客運送事業を営む外国の事業者のうち、本邦内に事務所等を持つ事業者が運航する国際船舶等で出国する場合

「国内事業者」に該当し、
「特別徴収義務者」として、
旅客より税を徴収



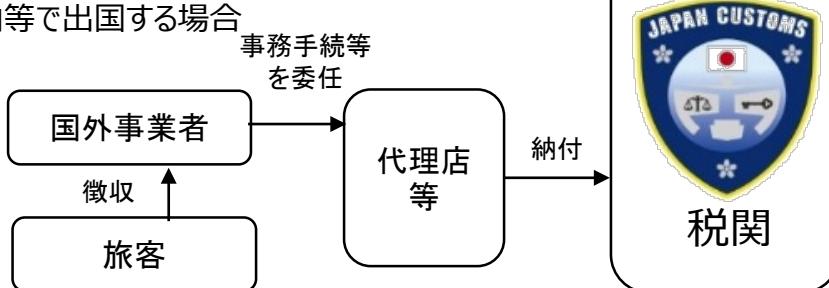
【主な必要な手続き】

- 「国際旅客運送事業開始届出書」の提出
- 「国際観光旅客税」の納付
 - ①窓口納付
 - ②電子納付（ダイレクト納付、インターネットバンキング等）
 - ③クレジットカード納付
- 「計算書」の提出

【ケース2】

国際旅客運送事業を営む外国の事業者のうち、本邦内に事務所等を持たない事業者が運航する国際船舶等で出国する場合

「国外事業者」が選任した代理店等が「納税管理人」として、税を納付



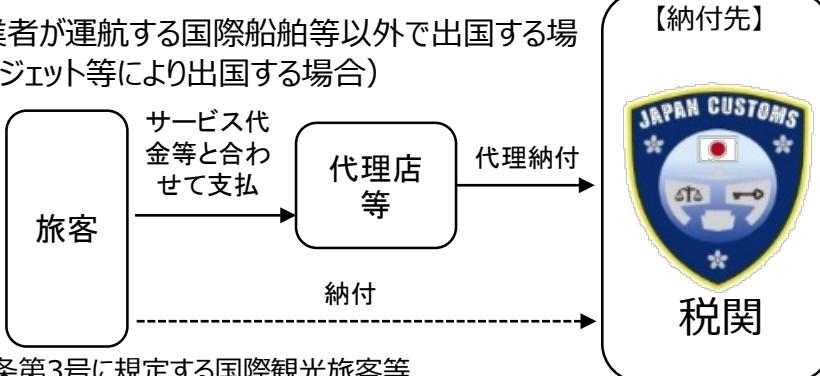
【主な必要な手続き】

- 「国際旅客運送事業開始届出書」の提出
- 「国際観光旅客税納税管理人届出書」の提出
- 「国際観光旅客税」の納付
 - ①窓口納付
 - ②電子納付（マルチペイメント）
- 「計算書」の提出

【ケース3】

国際旅客運送事業を営む事業者が運航する国際船舶等以外で出国する場合（外国貿易船やプライベートジェット等により出国する場合）

「個人納付」に該当し、
代理店等が旅客の代理として納付、もしくは、旅客が税を直接納付



【主な必要な手続き】

- 出国時までに、旅客が納付
- 代理店等に各種手続きを委託している場合は、代理店等が取りまとめて納付
 - ①窓口納付
 - ②電子納付（マルチペイメント）
- 納付時には、「国際観光旅客氏名表」または、「旅客名簿・旅客氏名表」に必要事項を追記した資料を提出

※「旅客」：国際観光旅客税法第2条第3号に規定する国際観光旅客等